

第6編 道路附属施設事業
第2章 交通安全施設等
第2節 歩道部の構造

現 行	改 定
<p>ページ：6-2-4 1 歩道部の構造 (3)その他 ①排水施設の蓋 歩道等の排水施設に蓋を設ける場合にあつては、その蓋は、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まず、かつ、滑りにくいものとするものとする。 (「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路構造の基準に関する条例施行規則(平成25年3月29日公布長野県規則第34号)」第11条の規定を特定道路以外にも準用する。) <u>(新設)</u></p>	<p>ページ：6-2-4 1 歩道部の構造 (3)その他 ①排水施設の蓋 歩道等の排水施設に蓋を設ける場合にあつては、その蓋は、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まず、かつ、滑りにくいものとするものとする。 (「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定による移動等円滑化のために必要な新設特定道路構造の基準に関する条例施行規則(平成25年3月29日公布長野県規則第34号)」第11条の規定を特定道路以外にも準用する。) <u>②歩行者利便増進道路に設ける視覚障害者誘導ブロック</u> <u>歩行者利便増進道路に視覚障害者誘導ブロックを設ける場合は、第2編道路改良事業 第2章計画と調査 第8節横断面の構造 7歩行者利便増進道路【留意事項】による。</u></p>